

目次

あいさつ

- 1 相談の現場から
～ 知っておきたい
あんなこと
こんなこと

- 2 イベント・
告知の
ひろば

あいさつ

これまで、司法書士会では、相談事例を紹介する「相談センターニュース」のほか、消費生活相談の現場に役立つ「消費者問題通信」、法と福祉の現場をつなぐ「ま・も・る」を発刊して参りました。これからは、それらをこの「相談センターニュース」に集約し、毎月1回、皆様のお手元に届くよう、発刊して参ります。

「司法書士ってこんなこともやっているんだ。」という発見をお届けすべく。

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 簡易裁判所から郵便が届いたようですが、そのまま放っておいて大丈夫ですか？

A 受け取った上で、早めに司法書士や弁護士に相談しましょう。

<解説>

裁判所から届く書類にはいろいろなものがあります。もしかしたら訴えられているかもしれませんので、書類を受け取ってその中身をしっかりと確認しましょう。特に、訴えられている場合は、書類（訴状）を受け取らないと後々大変なことになります。

仮に、あなたが訴状を受け取らなかった場合、訴えを起こした相手方は、裁判所書記官と打ち合わせて、あなたの住所や勤務先の調査を行います。もし、その調査で勤務先が発覚すれば、そこにあてて訴状が送られますから、職場の仲間に訴えられたことが知られてしまいます。

それでもあなたが訴状を受け取らなければ、最終的には、あなたの住所あてに「書留郵便等に付する送達」がされます。

「書留郵便等に付する送達」は、端的には、裁判所からの書類の発送の時点で、書類を受け取ったことにする取扱いのことです。訴状についてそのような取扱いがされると、あなたが訴状を受け取らなくても訴訟が進行してしまい、そのまま放置すれば相手方勝訴の判決が下ることになります。勝訴判決を得た相手方は強制執行の手続をすることができますから、最悪、相手方の一方的な言い分に基づいて、あなたの預貯金等が差し押さえられるということにもなりかねないのです。

以上のとおりですから、裁判所から届く書類はちゃんと受領し、至急、司法書士や弁護士の助力を得て対処すべきです。



相談センターニュース、そのころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのころです。

2 イベント・告知のひろば

相談センターニュースが一冊の本になりました！

相談センターニュースは、平成 23 年度から発行を始めました。

4 年間の発行を通じて心がけてきたことは、多岐にわたりかつ難解なイメージのある司法書士業務を、イメージしやすいようにお伝えすることです。

多くの記事をご紹介してきた相談センターニュースの中から、今般、「相続」「遺言」「成年後見」の三つの分野に関する記事を拾い出し、新たに書き下ろした分も加えて書籍化することとなりました。

タイトルは・・・

はい、静岡県司法書士会です！
～ 相続の困りごと、お答えします



相続手続きのプロである私たち司法書士が 88 の疑問にお答えします。

発行元 静岡新聞社 / 木休価格 (税別) 1,200

お求めは、お近くの書店
またはこちら↓で！！

はい、静岡県司法書士会です！

検索

(<http://www.at-s.com/book/detail/1174171622.html>)

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】 月曜日～金曜日 14時～17時
☎ 054-289-3704

ご相談は無料です！

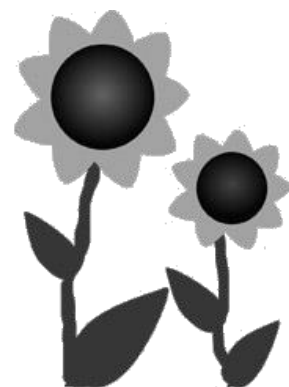
※ 毎週火曜日は **成年後見制度に関する専門の相談員** を配備しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館	月曜日～金曜日	14時～17時
〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター	毎週木曜日	14時～17時
〈三島会場〉三島商工会議所	毎週火曜日	14時～17時
〈下田会場〉下田商工会議所	毎月第3金曜日	13時～16時
〈細江会場〉浜松市北区役所	毎月第1水曜日	13時～16時
〈天竜会場〉浜松市天竜区役所	毎月第1水曜日	13時～16時

※ 各会場とも **予約制** となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続きや株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 . . .

法律問題でお困りの方、**司法書士総合相談センターしずおか** をご活用ください！！